

(様式 1-3)

檜葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 31 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	14	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		檜葉町	事業実施主体 (直接/間接)	檜葉町 (直接)	
総交付対象事業費		256,605 (千円)	全体事業費	826,352 (千円)	
事業概要					
<p>住居が全壊・半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、災害公営住宅整備事業の整備を行っており、各住宅が完成したことにより、平成 28 年度から随時入居開始となるが、入居者においては、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるため、近傍同種家賃額と本来の入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。</p> <p>なお、各住宅団地により事業完了時期が異なり、それに伴い入居時期も異なるため下記の期間から家賃低廉を行う。</p> <p>対象戸数：141 戸</p> <p>対象箇所：中満団地 123 戸 (2LDK：56 戸、3LDK：63 戸、長屋 4 戸) 平成 29 年 1 月入居開始 (123 戸のうち 15 戸) 平成 29 年 3 月入居開始 (123 戸のうち 59 戸) 平成 29 年 6 月入居開始 (123 戸のうち 49 戸)</p> <p>一ツ屋団地 8 戸 (2LDK：2 戸、3LDK：6 戸)</p> <p>シウ神山団地 10 戸 (2LDK：2 戸、3LDK：8 戸)</p> <p>【檜葉町復興計画第二次】 第三章 2-3 (2) ④ 応急仮設住宅、災害公営住宅の提供</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 1 月) 平成 29・30 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、222,906 千円 (国費：平成 25 年度復興庁繰越分 (当初分) 195,042 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 256,605 千円 (国費：224,528 千円) から 479,511 千円 (国費：419,570 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月) 平成 31 年度事業費分として、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より、110,210 千円 (国費：平成 26 年度復興庁繰越分 (当初分) 96,433 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 479,511 千円 (国費：419,570 千円) から 589,721 千円 (国費：516,003 千円) に増額。</p>					

当面の事業概要
<p>近傍同種家賃と入居者基準負担額の差額分</p> <p>&lt;平成28年度&gt;中満団地：15戸（2カ月）、一ツ屋団地：8戸（12カ月）  シウ神山団地：10戸（10カ月）</p> <p>&lt;平成29年度&gt;中満団地：74戸（12カ月）、49戸（9カ月）  一ツ屋団地：8戸（12カ月）、シウ神山団地：10戸（12カ月）</p> <p>&lt;平成30年度～平成32年度&gt;</p> <p>中満団地：74戸（12カ月）、49戸（12カ月）  一ツ屋団地：8戸（12カ月）、シウ神山団地：10戸（12カ月）</p>
東日本大震災の被害との関係
<p>推定で10.5mの高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約2.87k㎡が浸水し、沿岸域各地区で計125戸（航空写真により）の住宅に壊滅的な被害が発生した町民のうち、全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない町民のうち個人での住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。</p> <p>各住宅において平成28年度から入居開始となるが、入居者においては、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるもの。</p>
関連する災害復旧事業の概要